

吉井川の舟運

しゅううん

「山家^{やまが}なれども湯指^{ゆさず}は名所、津山
通いの舟^{ふね}が着く」という湯指小唄に
うたわれていたように、中谷の湯指
はかつて高瀬舟^{たかせふね}の舟着き場がありま
した。

「高瀬舟」とは、船底が平らな小
型木造船で、水底が浅く流れのある
河川に用いられた舟のことです。徒
歩や馬での移動が主であった江戸時
代以前には、舟を利用した河川交通
が人の移動や物資の運搬には欠かせ
ない重要な交通・運輸手段でした。



写真1 湯指の舟着き場跡

江戸時代になると、幕府や藩の政
策によって河川交通も整備されてい
きますが、その最も重要な理由の一
つとして、年貢米の輸送があります。

各地の村で集められた年貢米は、高
瀬舟によって一時津山城下町へ運ば
れ、ここからさらに金岡湊^{かなおかみなと}（現在の
岡山市西大寺付近）を経て海路大坂
や江戸の米蔵などへ納入されました。

吉井川流域の高瀬舟発着場の最上
流部としては、『美作略史』に江戸
時代初期の万治年間（一六五八〜六
〇）に、川底をさらえて箱村まで航
路を延ばしたという記事があります
が、一時的なものだったようで、湯
指が長く吉井川における高瀬舟の最
上流部の発着場であったようです。

鏡野町域では鳴津^{なりつ}（真加部）や杵投^{きづ}
（吉原）にも舟着き場がありました。
また、高瀬舟は年貢米の輸送や
人々の往来だけではなく、物産の往
来も行われていました。例えば、津
山から備前方面へ下る際には、米・
大豆・小豆・綿・木地製品・木炭な



写真2 湯指の常夜灯(復元)

ど作州の特産物を積み下ろし、その
代わりに備前方面から上る際には
塩・魚介類・酒・醤油などの備前の
特産品を舟に積み、下りは一日、上
りは三日かけて川をさかのぼり往来
したようです。

しかし、高瀬舟には所有権や運搬
する物資などに関する厳しい制限が
ありました。鏡野町域では入に番所
があり、運搬する産物に対して税を
徴収したり、禁制品の取締を行った
りしました。また、「舟株^{ふねぐ}」という
権利を所有していなければ舟を持つ
こともできず、津山城下より上流の
高瀬舟は、城下町より下流への航行
は禁じられていました。それでも例
外もあったようで、写真3は、山城
村で舟株を所有していたとみられる
舟頭・惣右衛門ら五名が文政十年（一
八二七）に津山藩へ提出した書状の
控えですが、内容をわかりやすく解
説すると

「私たちは高瀬舟を所有していま
すので、文政二年（一八一九）四月に、
備前金岡へ城米の輸送を仰せ付けら
れ、それを承諾して御用を勤め、藩
から銭五〇〇文の褒美と物産品の買
い込みの許可もいただき、以後も買
い積みを行っております。」

ということが書かれています。こ
れは、本来津山城下より下流には航
行できないはずの城下町上流域の村



写真3 惣右衛門らの書状(「木村家文書」)

の高瀬舟が、藩の命令により金岡湊
までの航行を行い、その見返りに褒
美と共に特産品の輸送が許可されて
いるという例外があったことを示し
ています。

この例外の背景は、史料からはわ
かりませんが、津山藩は文政二年四
月から約一年半前に、五万石から一
〇万石に増されたばかりですので、
城米の輸送体制がまだ整っていな
かったことがあるのかもしれませんが。
高瀬舟は明治時代も引き続き利用
されましたが、自動車の普及や鉄道
の整備によって陸上の大量輸送が可
能になると次第に衰退し、昭和初期
にその役割を終えました。

参考資料：『鏡野町史』通史編史料編・民俗編、
『出雲街道』『鏡野町の文化財』

生涯学習課 日下

電話(0868)54-7733